

令和6年度第1回佐倉市入札監視委員会議事概要

日 時	令和6年7月19日（金） 午後1時30分～3時30分
場 所	議会棟 第2委員会室
出席者	<p><委 員> 湯川委員長、野村委員、矢口委員</p> <p><事務局> 契約検査課</p> <p><担当課> 施設保全課、水道課、下水道課、こども保育課、中央公民館、資産経営課、高齢者福祉課、佐倉の魅力推進課、公園緑地課、社会福祉課、指導課</p>
<p>【議事概要】</p> <p>○議題1 入札・契約の手続きの運用状況等について</p> <p>令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施した一般競争入札・随意契約・低入札価格調査実施案件及び指名停止業者について、事務局から報告しました。</p> <p>(質問) 指名停止について質問です。佐倉市の案件で、「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」を理由として指名停止となった事業者は、警備会社でしょうか。</p> <p>(回答) こちらは、本案件の工事を請け負った建設会社となります。</p> <p>(質問) この事故の損害賠償責任についてはどうなっていますか。</p> <p>(回答) 業者によりすでに対応済みとのことです。</p> <p>○議題2 制限付き一般競争入札参加資格の設定経緯等について</p> <p>令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施した一般競争入札・随意契約の中から、当番委員が抽出した10案件について、事業担当課職員による事業説明及び質疑応答を行いました。</p> <p>[主な質疑]</p> <p>案件① 佐倉図書館跡地駐車場整備電気設備工事（施設保全課・一般競争入札）</p> <p>(質問) 落札率が97.0%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由についての見解を事業概要なども含めてご説明をお願いします。</p> <p>(回答) 本事業は、旧佐倉図書館の跡地利用を駐車場として整備し利用するため、電気の引き込み等の電気設備工事を行ったものです。同時期に、駐車場整備の工事も発注・施工しており、工程を調整しながら実施する工事となっていました。</p> <p>落札率が高くなった理由としては、事業規模や金額が少なく、経費の削減効果が見込めなかったと考えます。また、電気引き込みのための東京電力と</p>	

の調整を要することも理由の一つと考えています。

案件② 23改水－05六崎地先水道管耐震化工事（水道課・一般競争入札）

（質問）落札率が99.7%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由についての見解を事業概要なども含めてご説明をお願いします。

（回答）本事業は、水道管の耐震化を目的とする工事で、主な工種は、配水管布設工や仕切弁設置工、空気弁設置工などで、鉄道の軌道近接工事となるため、電気防食装置の設置も含まれます。

落札率が高いことについては、事業担当所属の掌握の範囲を外れることから承知していない、と考えていますが、軌道下に埋設されている水道管の中に、ひと回り小さい水道管を挿入するという特殊な工事であるため、結果として高い落札率となったと推測しています。資格要件の格付けや地域要件は、市の標準基準に基づいて設定をしています。

（質問）入札者2者の入札金額は同額ですが、落札者の決定はどのようになされたのでしょうか。

（回答）本案件は、総合評価方式により落札者を決定する入札であるため、技術評価点が高い事業者が落札者となりました。

（質問）無効となった事業者の無効理由及び、辞退者の辞退理由をお伺いします。

（事務局）無効となった業者は、入札期間中に指名停止となったため、公告の規定により無効となりました。辞退理由は、「積算の結果、採算が合わないため」となっています。

案件③ 23改水－14木野子地先水道管耐震化工事（水道課・一般競争入札）

（質問）落札率が67.4%と低い結果となっていますが、その理由や事業概要、資格要件についてのご説明をお願いします。また、業務に支障は生じていないでしょうか。

（回答）本案件は、水道管の耐震化を行うための工事です。主な工種は、配水管布設工や仕切弁設置工などとなります。

低い金額で入札できた理由としては、事業者が自社で機械や安全施設を保有していること、資材置き場から施工現場までの距離が近いことで諸経費を低減できること、材料費の低減については長年取引のある商社の協力を得られていることなどが挙げられます。

案件④ 令和5年度井野及び王子台一・三丁目地先下水道管渠清掃業務委託（下水道課・一般競争入札）

(質問) 落札率が 96.9%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由についての見解を事業概要なども含めてご説明をお願いします。

(回答) 本事業は、総延長 1391 メートルの下水道管渠の清掃業務を委託するものです。落札率が高くなった理由としては、かかる費用の主な内訳が燃料費及び人件費で構成され、コストカットが難しかったと考えています。その結果、入札参加者全体の入札金額が高めとなり、落札率が高くなったと考えます。

案件⑤ 北志津保育園 非常照明器具修繕 (こども保育課・随意契約)

(質問) 随意契約となった理由についてお伺いします。

(回答) 本事業は、北志津保育園の非常照明器具の交換修繕となります。随意契約とした理由としては、1月に実施した特定建築物等法定点検において、非常用照明がほぼすべて不点灯であるとの指摘を受けたためです。非常用照明が点灯しない場合、停電時、安全に避難ができないことから、直ちに改善する必要があると判断し、随意契約を行ったものです。

(質問) 選定業者は、市内での工事实績を有する事業者でしょうか。

(回答) はい、市内業者で電気工事関係の実績を有し、蛍光灯などの交換工事についても受注実績があります。

(質問) 非常用照明が点灯しないことが定期点検まで気づかなかったというのは、日常管理体制が十分かどうか疑問です。

(回答) 非常用照明は普段は使用しない(点灯させない)照明であり、定期点検以外でつけることがないため、気づかなかったものと考えています。

(質問) 定期点検は、年1回実施しているのでしょうか。他の保育園も同様でしょうか。

(回答) はい、年1回実施しています。他の保育園においても同様に、不具合が見つかりましたら修繕を実施しています。

案件⑥ 北志津保育園給食室食器消毒保管庫購入 (こども保育課・一般競争入札)

(質問) 落札率が 95.1%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由についての見解を事業概要なども含めてご説明をお願いします。

(回答) 本事業は、保育園の給食室内に設置する食器消毒保管庫の購入です。この保管庫は、洗浄後の食器を熱風で消毒乾燥した後、次の使用時までそのまま保管するためのものとなります。落札率が高くなった理由としては、半導体不足や物価高騰、人件費高騰によるものと考えています。

(質問) この製品についても半導体不足の影響があるのでしょうか。

(回答) はい、乾燥時に出す熱風の温度管理をする部分で使われています。

案件⑦ 令和6年度中央公民館清掃業務委託（中央公民館・一般競争入札）

(質問) 落札率が96.1%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由についての見解を事業概要なども含めてご説明をお願いします。

(回答) 本事業は、中央公民館の日常清掃及び定期清掃の業務を委託するものです。積算にあたっては、建築保全業務積算要領などの積算単価を用いていますが、過去の落札結果を踏まえ、実勢価格を反映して設計をしていることから、予定価格が実勢価格に近くなり、落札率が高くなったと考えています。

(質問) 本事業に係る費用の大部分を人件費が占め、コストカットが難しいためである、という理解で合ってますでしょうか。

(回答) はい、その通りとなります。

案件⑧ 令和6年度公共施設資源ごみ収集運搬業務委託（資産経営課・一般競争入札）

(質問) 落札率が98.8%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由についての見解を事業概要なども含めてご説明をお願いします。

(回答) 本事業は、本庁舎及び公民館などの出先機関で排出する9種類の資源ごみの収集運搬業務の委託となります。

落札率が高くなった理由としては、市では人件費及び車両賃借料は千葉県の積算単価を用いて積算していますが、経費の大部分を作業員の人件費及び収集・運搬車両の賃貸借料が占めていることから、コストカットしにくく、設計金額と落札金額に差が出にくかったと考えています。

(質問) 例年、本事業の入札参加者数は、2者程度となっているのでしょうか。

(回答) はい、例年2者です。市内各地を頻繁に回り、ごみを回収する事業であるため、佐倉市から距離のある事業者には難しいと考えています。

また、入札に参加できる事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、佐倉市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者としているため、参加できる事業者が限られ、入札参加者も少なかったものと考えています。現在、同許可を有する事業者は9者となっています。

(質問) 予定価格積算上は、事業者の利益が生まれるような積算となっているのでしょうか。

(回答) 業者利益について市では深くは検討していないところではありますが、積算本を用いて設計しており、利益は出ているものと考えています。

案件⑨ 令和6年度 佐倉市佐倉地域包括支援センター業務委託（包括的支援事業等）（高齢者福祉課・随意契約）

（質問）随意契約となった理由についてお伺いします。

（回答）本事業は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置する地域包括支援センターの運営を委託するものです。

本業務の履行にあたっては、高齢者の介護・福祉に係る事業のノウハウや経験が求められるほか、利用者やその家族との信頼関係の構築を図り、地域住民、医療機関及び居宅介護事業所等との密接な連携体制を構築する必要があります。これらのことから、業務の目的及び性質が入札に適さないと考え、随意契約といたしました。

選定業者は、事業場所である佐倉圏域で特別養護老人ホームを運営しており、高齢者支援に必要な専門的技術や知識、経験豊富な人材を有し、毎年、同業務を受託しています。運営状況は良好であり、同社と契約することが最も適当であると考え、選定いたしました。

（質問）契約は1年ごとに毎年見直しているのでしょうか。

（回答）はい、関連する法律の改正に合わせて業務内容及び積算を見直しをしています。

（質問）事業者は、本事業をいつから受注しているのでしょうか。

（回答）平成21年度から同事業の委託を開始しており、当初から委託先として選定しています。

（質問）地域包括支援センターは、佐倉市内に何か所設置されていますか。また、それぞれ別の事業者と契約しているのでしょうか。

（回答）市内に5か所設置しており、圏域ごとに別の社会福祉法人に委託しています。地域包括支援センター業務の実施にあたっては、専門職のかたが必要となり、市で運営するには人材確保が難しい点もあり、委託を行っています。

案件⑩ 旧今井家住宅耐震補強設計業務委託（佐倉の魅力推進課・一般競争入札）

（質問）落札率が99.0%と高く、競争原理が働いていたのかが気になります。落札率が高くなった理由を事業概要、資格要件についてのご説明をお願いします。

（回答）本事業は、新町通りの旧佐倉図書館近くに位置する古民家・旧今井家の耐震補強設計業務を委託するものです。現況調査や現状図の作成、基本設計、実施設計などが主な業務となります。

落札率が高くなった理由として、対象となる古民家が国登録有形文化財であり、木造の歴史的建造物に精通した技術者の確保が難しいことや、人件費

が高騰したことから、入札額に反映されたものと考えます。

(質問) 旧今井家は現在、どのように利用されているのでしょうか。

(回答) 今は、日常的な利用は行っておりません。令和5年度は、期間限定でお試し出店する事業者を募るトライアルサウンディング調査を実施しました。秋祭りや時代まつりなどのイベント時にあわせて、出店者を募りました。

今年度、本事業の設計を基に、耐震化工事を進めるとともに、旧今井家の利用者を募集し利活用を進めていく予定です。

あわせて、旧今井家を活用しつつ、佐倉城下町地区の再生、観光客誘致につなげていきたいと考えており、どのように生かしていくかが課題であると認識しています。

○議題3 プロポーザル方式による受注者の選定結果等について

令和5年10月1日から令和6年3月31日までに契約した、プロポーザル方式により業者選定を行った随意契約4件について、事業担当課職員による選定結果報告及び質疑応答を行いました。

案件① 佐倉ふるさと広場駐車場概略設計等業務委託（公園緑地課）

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本事業は、佐倉ふるさと広場拡張整備事業における駐車場及び環状交差点等の周辺道路の整備案について検討するもので、観光シーズンにおける渋滞の調査・分析を委託するものです。

駐車場の検討だけではなく、過去のデータ等に基づく調査・分析、有効な渋滞対策のとりまとめ、環状交差点の検討等を含む、高い知識と経験、高度で専門的な技術が必要となる業務であることから、提出された提案内容や業務の履行能力について総合的に評価し、最も適した事業者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用しました。

入札参加者は1者でしたが、審査の結果、各評価項目において標準点を下回った項目はなく、同社と契約しました。

(質問) 現在、ふるさと広場に駐車場はあるのでしょうか。

(回答) 今は、管理棟の前に数台分の駐車場を整備しています。また、臨時的駐車場として印旛沼沿いの桜並木の下を使用していますが、現状は不十分であると認識しています。

チューリップフェスタ開催の際には、本事業で設計し、拡張しようとしている場所を一時的に借りて使用していますが、観光シーズンは渋滞が発生しており、交通混雑を踏まえた総合的な設計をする必要があるため、本業務を実施いたしました。今後、都市計画決定（佐倉ふるさと広場拡張整備基本計

画)に基づき用地を取得し、駐車場として整備を進めていきます。

(質問) 本事業の成果品は、市民のかたも閲覧できるのでしょうか。

(回答) 本業務の成果品は、駐車場整備工事のための行政資料となりますため、積極的な公開は考えておりませんが、情報公開請求等があれば開示していきます。

(質問) 報告書はもう提出されているのでしょうか。

(回答) はい、既に契約は終了しており、報告内容の検討を進めています。

案件② 佐倉市公共施設包括管理業務委託（資産経営課）

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本業務は、市内公共施設の包括管理を委託するものです。公共施設に関する管理業務の効率化と質の向上を図ることを目的としており、市が所管する約90の公共施設について、エレベータや消防設備等の主要な設備等にかかる点検や保守管理などの業務を包括的に行うものとなります。

本業務では、保守管理業務等に留まらず、民間事業者の創意工夫による今後の持続可能な公共施設の管理運営につながる事業実施を求めていることから、事業者の提案により事業内容を決定する、プロポーザル方式を採用いたしました。

3者からの参加申請があり、選定にあたっては業務実績や提案内容、提案見積金額などで評価を行った結果、見積金額では第2順位だったものの、総合的に評価点が最も高かった事業者を選定いたしました。

(質問) 市内90施設の管理を一度に1者に委託しているのでしょうか。

(回答) はい、以前は各施設で個別の発注・委託していた管理業務を一つにまとめたもので、結果として90施設の管理となっており、今回が3期目の事業となります。

(質問) もし受注者の業務に問題やミスがあった場合、全施設に影響する可能性があるのでしょうか。

(業務) 受注者は全体業務のマネジメントを行っておりますが、個々の業務については専門業者に再委託をしています。再委託先は複数ありますので、全施設への波及は考えにくいと思われま。

案件③ 令和6・7・8年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託（社会福祉課）

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本事業は、佐倉市生活困窮者自立支援事業に係る業務を委託するもので、自立相談支援事業や生活支援事業などの自立支援業務を幅広く実施しています。

本事業の実施にあたっては、生活保護の前段階である生活困窮者の自立と尊厳を確保するため、相談者の個別の状況に応じた、きめ細やかな支援が必要であることから、ノウハウを有する事業者からの提案により事業内容を決定し、事業の質の維持・向上を図り、総合的な評価で業者を選定することが適切であると判断し、プロポーザル方式を採用しました。

提案評価にあたっては、市が重視している評価項目に配点を高く設定しております。入札参加者及び入札者は1者でしたが、評価の結果、最低基準点を上回ったことから、落札者として決定しました。

(質問) 市内の生活困窮者の状況についてお伺いします。

(回答) 生活保護の前段階にある方をそのように呼んでおりますが、「生活困窮者」について収入金額などの明確な定義がないため、人数や世帯数などは申し上げにくい状況です。経済的に苦しい方や職を失っている方、引きこもりの方、社会的つながりを失っている方など、幅広く生活困窮者として捉えています。令和5年度は、延べ4500件の相談が寄せられ、毎年度5000件程度の相談が寄せられています。相談内容に応じて、専門機関やハローワークにつなげることもあります。

(質問) 業者選定の評価基準を拝見すると、(自分から声を上げられない方を探し出し、支援に結び付ける)アウトリーチ活動に重点を置かれていることが伺えますが、このような業務の性質上、本業務を受注できる事業者は社会福祉協議会に限定されることはないでしょうか。

(回答) 事業者募集にあたり、社会福祉協議会のほか、市内の社会福祉法人を参加者として想定していました。市内には、他の自治体で同様の事業を受託している事業者もあり、そのような実績や知見を有する業者であれば参加でき、質の高い提案も可能であると考え、公募いたしました。

(質問) 事業内容にある、地域づくり事業とはどのようなものでしょうか。

(回答) 地域づくり事業とは、地域におけるつながりの中で、地域住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とするものです。地域住民のニーズや生活課題の把握などを通じて、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行う事業となります。

生活困窮者を探すアウトリーチを実行化するためには、地域の方の協力が欠かせないと考えており、そのための地域づくりとなります。まずは、地域に入っていく、地域の皆さんの悩み事を聞き、地域の信頼と協力を得ながら、地域で困っている人の支援につなげていけるような循環を考えています。

案件④ 令和6年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託(指導課)

(質問) 事業内容とプロポーザル方式で実施した経緯についてお伺いします。

(回答) 本事業は、地域クラブ活動の運営や持続可能な仕組みづくりの提案業務などを委託するものです。中学校の週休日及び祝日の部活動を学校外の団体に委託し、段階的な地域移行を進めるために実施しています。業務にあたっては、生徒の状況に応じた適切な指導・助言を行うため、当該競技の専門的な知見が必要となるだけでなく、怪我や事故防止、ハラスメントの根絶など指導の安全性も担保する必要があります。そのため、事業者の有するノウハウや専門性を生かした提案を受けることにより、指導を受ける生徒にとって最も有益な指導方法を総合的に評価するため、プロポーザル方式を採用しました。

2者からの参加申請・事業提案があり、価格点や実績、指導能力など総合的に評価し、総合的に合計評価点が最も高い事業者を選定・契約いたしました。安全体制や連絡体制、提案力の評価が高く、市内事業者であることから地域と連携した提案内容が高く評価され、他市における地域クラブの受託実績も有していました。

(質問) 委託している部活動の種目とその決定方法について教えてください。

(回答) 市内にある全中学校 11 校で各 1 部活動が地域クラブに移行しています。対象部活動は、卓球やサッカー、バスケットボール、バレーボール、陸上などとなっており、種目は、各学校で決定しています。

(質問) 地域クラブが始まり、利用者からの評価はいかがでしょうか。

(回答) アンケートを実施したところ、7 割のかたが、満足しているもしくはどちらでもない、との回答をされています。

(質問) 地域クラブに移行する対象部活動は、運動部となるのでしょうか。

(回答) 結果として今回は、すべて運動部になっていますが、文化部も含め土・日曜日に活動している部活動を地域クラブ移行対象としております。今後、文化部にも拡げていく予定で、土・日曜日に活動を行っている吹奏楽部などを想定しています。

(質問) 契約期間は 1 年単位で更新していく予定でしょうか。

(回答) 現在、実証実験の期間中と位置づけており、改善点を探しながら 1 年ごとに業者を選定し、実施しています。今後、運営主体をどうするかも含めて検討し、将来的には利用者負担で講師謝礼を支払い運営できる、自立できる仕組みを作っていきたいと考えております。

【その他（事務連絡）】

今回の審議案件の抽出にあたり、事業担当課から抽出理由とそれに対する回答内容についての質問を受けて、今後の審議案件の抽出方法等について検討を進めていく意向を事務局から委員に伝えました。